

布土学区

避難所運営マニュアル

(布土小学校)

平成27年3月

(令和4年6月改定)

美浜町防災課

# 布土学区 避難所運営マニュアル 目次

|      |                     |    |
|------|---------------------|----|
| I    | 避難所としての学校対応マニュアル    | 1  |
| II   | 避難住民の動きと避難所運営委員会の対応 | 2  |
| III  | 布土学区避難所のルール         | 3  |
| IV   | 避難所運営委員会系統図         | 4  |
| V    | 布土小学校 校舎図           | 5  |
| VI   | 布土学区 避難所運営委員会規約     | 9  |
| VII  | 避難者への物資・食料・水などの配分方針 | 11 |
| VIII | 布土学区自主防災倉庫 資機材一覧    | 12 |
| IX   | 災害用備蓄食糧             | 13 |
| X    | 避難所開設時の施設使用例        | 14 |

## 参考資料

- 1 「愛知県避難所運営マニュアル（平成30年3月改定）」
- 2 「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」愛知県避難所運営マニュアル（別冊）
- 3 「コミュニケーション支援ボード」

# I 避難所としての学校対応マニュアル

布土小学校



学校再開へ

## Ⅱ 避難住民の動きと避難所運営委員会の対応

### < 避難住民 >

避難開始

第1次収容場所である体育館へ

体育館で受付（「避難者名簿」に記入し、  
「避難所のルール」を受けとる。）

手当の必要な避難者は、体育館ステージ  
で手当を受ける。

体育館で待機する。  
「避難所のルール」を読み、避難所での  
生活ルールを理解する。

割り振りを受けたら、それぞれ指定され  
た場所に移動する。

割り振られた場所の使い方を、他の家族  
との話し合いで決定する。

割り振られた場所ごとに組長・副組長を  
決定する。

自治組織を確立し、ルールに基づいた生  
活を開始する。

### < 避難所運営委員会 >

校門・玄関・体育館入り口に「避難して  
こられた皆様へ：体育館へおこしください。  
（体育館受付にて避難者名簿に必要事項記  
入）」の紙を掲示する。

体育館入り口に受付用机等を準備する。  
（「受付」の紙・避難者名簿・鉛筆・避難  
所のルール（掲示用と配布用））

施設開放区域・立入禁止区域の明示  
（掲示物・ロープ等による）

避難者名簿を作成する。

避難者が入る場所の割り振りを行う。  
校舎図（本部・トイレ・水道・公衆電話等  
の位置記入）を配布する

避難者を誘導する。

組長を招集し、「避難所運営委員会」を開き、  
それぞれの仕事内容や留意事項を確認する。

各種トラブルの解決を手助けし、避難所での  
生活ルールを確立させる。

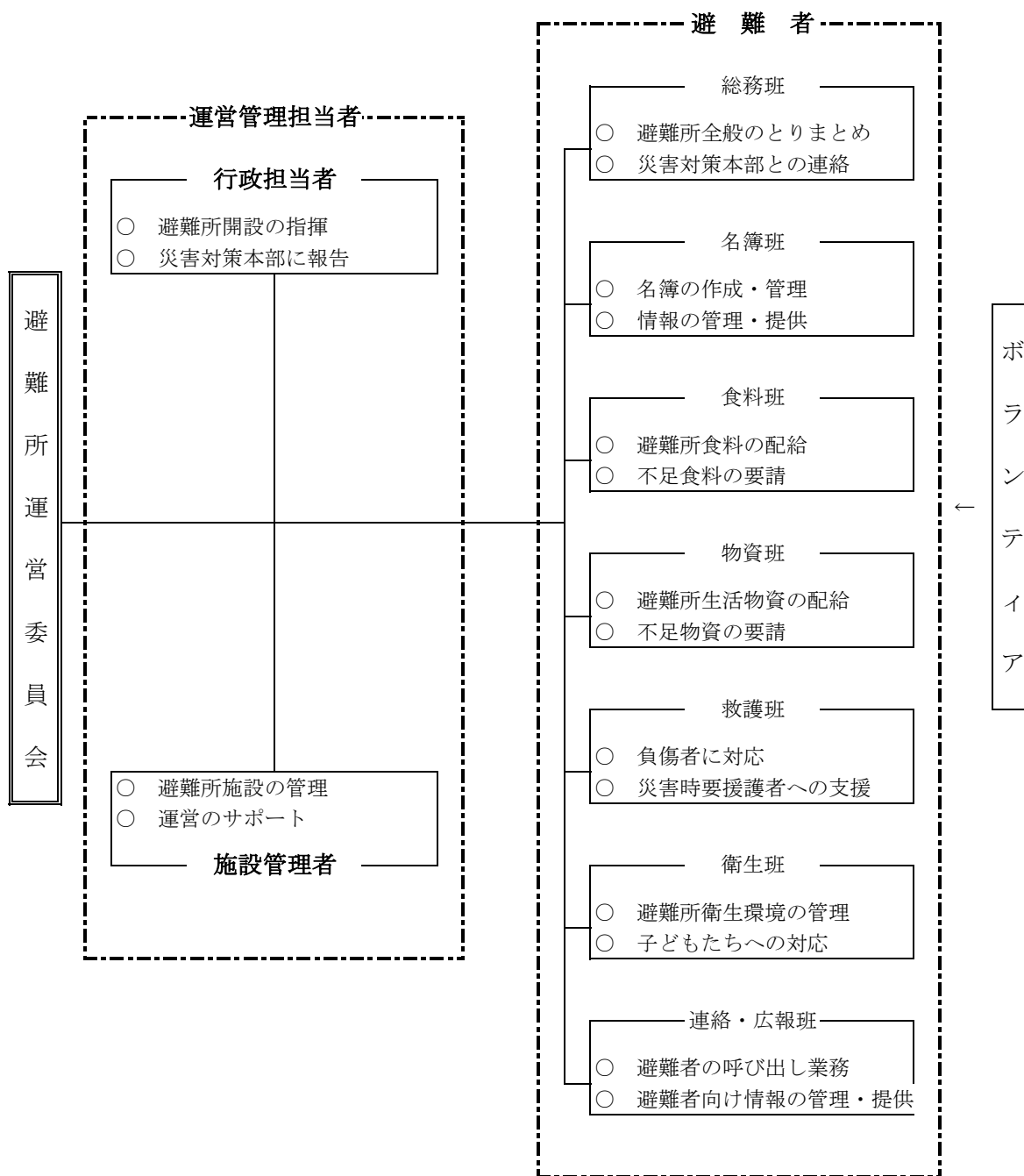
### Ⅲ 布土学区避難所のルール

#### 布土学区災害対策本部

ここは小学校ですので、学校運営に差し支えるようなことはしないでください。みなさんで、すごしやすい避難所にしていくために、下記のルールを守るようにしていきましょう。

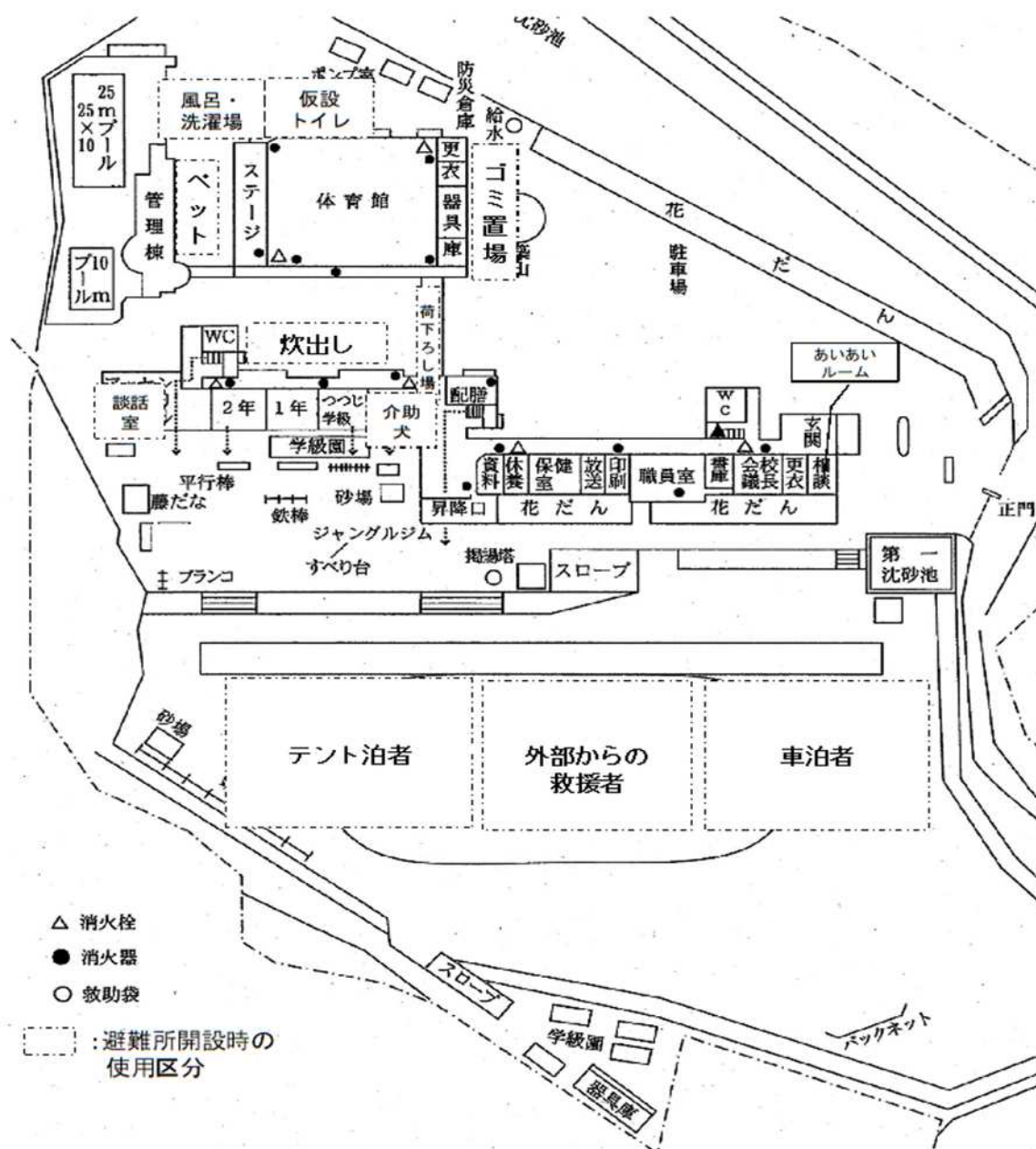
- 1 この避難所は、**地域の防災拠点**です。
- 2 この避難所を運営するために、施設の管理者、避難者などの代表からなる「**避難所運営委員会**」を組織し、必要な事項を協議し決定します。（「**避難所運営委員長**」は 「**布土学区災害対策本部長**」）
- 3 運営委員会の組織として、「**総務**」「**名簿**」「**食料**」「**物資**」「**救護**」「**衛生**」「**連絡・広報**」等の**運営班**を避難者で編成します。
- 4 割り振られた場所ごとに組を作り、組長・副組長を決めてください。各組は、**運営委員会の指示**で当番活動を行ってください。なお、避難所から退去するときには、運営委員会へ転出先を連絡してください。
- 5 **犬、猫などの動物を室内に入れないでください。**
- 6 この避難所は、電気・水道などのライフラインが復旧したら閉鎖となります。
- 7 職員室、会議室、保健室、家庭科室、パソコンルームなどは「**避難所運営委員会**」が避難所運営のために使用しますので、一般の避難の方は使用しないでください。
- 8 教室等を利用するときには、室内にある品物などを壊したり、許可なく移動させないでください。
- 9 **ミルク、おむつ、薬などの特別な要望**は、運営委員会にお伝えください。
- 10 **食料、物資の配給**は運営委員会で決定し、**組ごとに配給**します。なお、配給は避難所以外の近隣の人にも行います。
- 11 **飲酒、喫煙は、所定の場所以外では禁止**します。（校舎地図参照）
- 12 **裸火の使用は厳禁**とします。
- 13 **消灯は、22時**です。管理上必要な場所は点灯したままです。
- 14 **電話は、着信のみ**行い、放送により呼び出しをし、伝言を伝えます。**発信は、公衆電話（玄関前にあります）**をご利用ください。

## Ⅳ 避難所運営委員会系統図



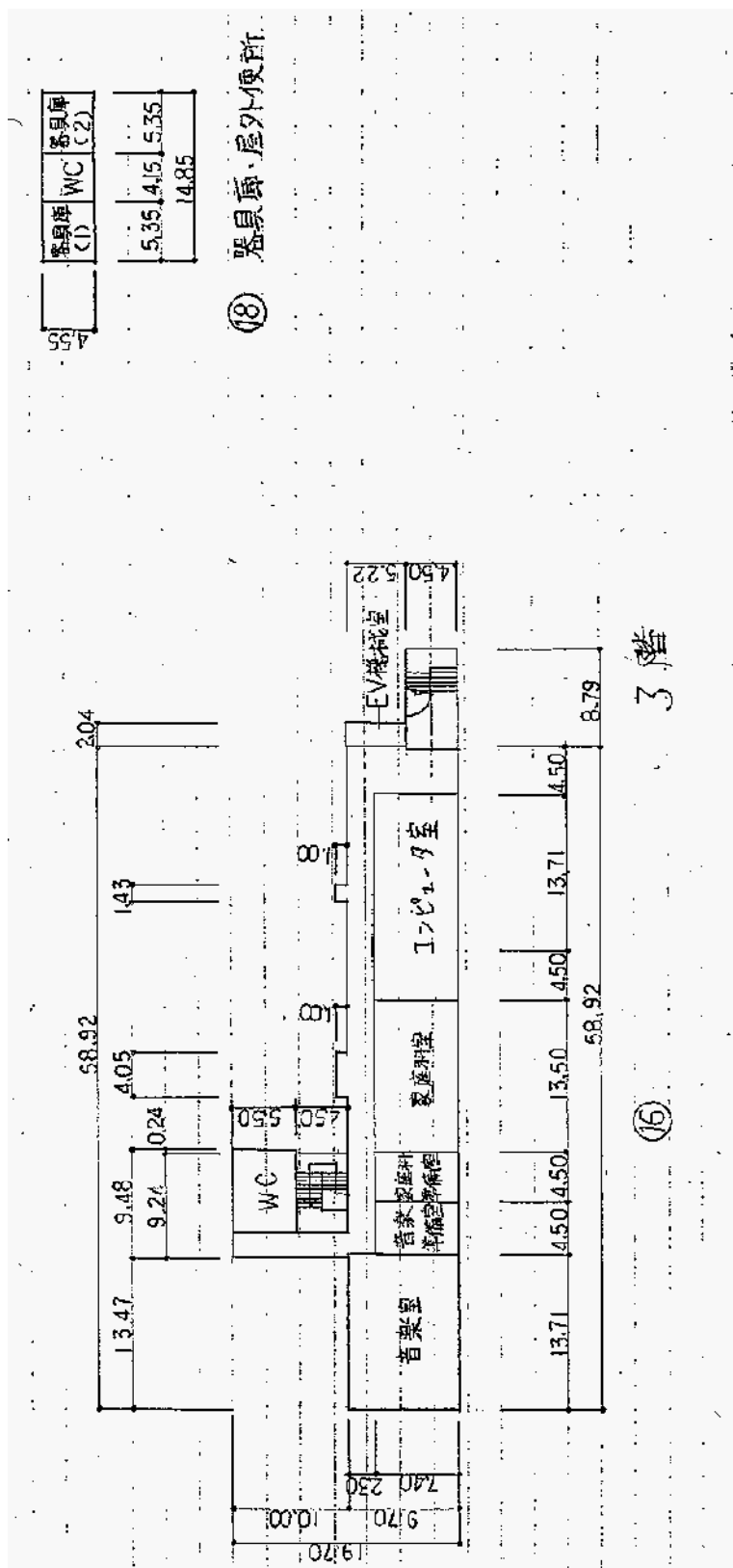
## V 布土小学校 校舎図

### 1 学校全体の平面図

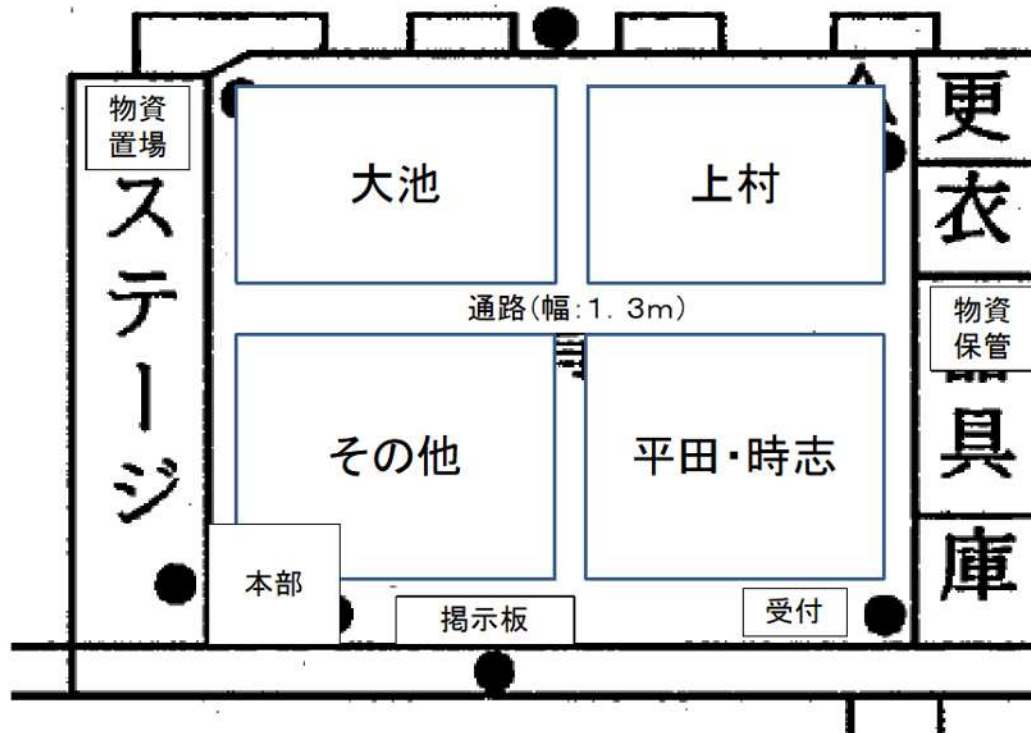




### 3 平面図 (屋外便所、3階)



#### 4 平面図（アリーナ等）



## VI 布土学区 避難所運営委員会規約

(目的)

第1条 自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、布土学区避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 委員会の構成員は、次の通りとする。

- (1) 行政担当者（町現地本部長）
  - (2) 避難者で構成する「（避難者）組」の代表者
  - (3) 施設管理者
  - (4) 避難所で具体的な業務を運営する班の代表者
- 2 前項の規定にかかわらず、（避難者）組の代表者数が多い場合には、互選により委員会への出席者を選ぶことができる。
- 3 委員会で承認されたときは、行政区などの役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、委員会に出席し意見を述べることができる。

(廃止)

第3条 委員会は、電気、水道などライフラインの復旧時をめどとする避難所閉鎖の日に、廃止する。

(任務)

第4条 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。

- 2 委員会は、毎日、午前10時と午後4時に定例会議を行うこととする。
- 3 委員会は、具体的な業務を執行するために、避難者で編成する総務班、名簿班、食料班、物資班、救護班、衛生班、連絡・広報班及び必要となる班を設置する。
- 4 各運営班の班長は、第2条1項に基づき、委員会に出席する。

(役員)

第5条 委員会に、委員長1名、副委員長2名をおく。

- 2 委員長は町現地本部長とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会の業務を総括し、副委員長は委員長を補佐する。

(総務班の業務)

第6条 総務班は、主として現地災害対策本部との連絡、避難所の管理、ボランティアの受け入れ、マスコミ対応に関することを行う。

- 2 総務班は、避難所の秩序維持に努める。
- 3 総務班は、避難所の消灯を午後10時に行う。ただし、体育館などは照明を落とすだけとし、廊下や職員室など管理のために必要な部屋は消灯しない。
- 4 総務班は、避難者の退所状況などを踏まえ、避難部屋の移動を定期的に行う。
- 5 総務班は、委員会の事務局を務める。

(名簿班の業務)

第7条 名簿班は、避難者の名簿の作成、管理に関することなどを行う。

- 2 名簿は、避難者の世帯ごとに行う。
- 3 名簿班は、近隣の在宅被災者についても把握に努める。

(食料班の業務)

第8条 食料班は、避難所の救援食料の配給に関するを行う。

- 2 食料班は、公平性の確保に最大限配慮して配給を行う。ただし、どうしても配給する場合は、委員会の理解と協力を得てから行う。
- 3 食料は、(避難者)組ごとに配付する。
- 4 食料班は、避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく食料を配給する。

(物資班の業務)

第9条 物資班は、避難所の物資の配給に関するを行う。

- 2 物資班は、公平性の確保に最大限配慮して配給を行う。ただし、どうしても配給する場合は、委員会の理解と協力を得てから行うこととし、特別なニーズがある物資についてなど特別な要望については個別に対処する。
- 3 物資班は、避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく物資を配給する。
- 4 物資班は、不要な救援物資が到着したときは、受領を拒否する。

(救護班の業務)

第10条 救護班は、高齢者、障害者など特別なニーズのある被災者への支援を行う。

- 2 救護班は、避難所内の子どもの保育、活動の支援などを行う。

(衛生班の業務)

第11条 衛生班は、トイレ、ごみ、防疫、ペットに関することなどを行う。

- 2 衛生班は、毎日、午前9時、午後2時及び午後7時にトイレを清掃する。
- 3 犬、猫など動物類は、室内以外の別の場所で管理していただく。

(連絡・広報班の業務)

第12条 連絡・広報班は、電話の問い合わせや避難者の呼び出しに関することなどを行う。

- 2 連絡・広報班は、午前8時から午後8時まで電話の受信を行い、伝言を聞く。
- 3 連絡・広報班は、午後8時まで、放送で電話のあった方の呼び出しを行い、伝言を伝える。
- 4 連絡・広報班は、災害対策本部などと連携して、生活情報を広報する。
- 5 連絡・広報班は、委員会の決定事項を避難者に伝達する。

(その他)

第13条 この規約にないことは、その都度、委員会で協議して決める。

## VII 避難者への物資・食料・水などの配分方針

学区避難所運営委員会

- 1 物資・食料・水などは公平に配分します。
- 2 数量が不足する物資などは、その物資などの内容を問わず、高齢者・障害者、子ども、大人の順に配分します。
- 3 物資の配布は、各（避難者）組の組長の方にお渡ししますので、各組内で分配するようにしてください。
- 4 物資などの配布は、原則として毎日\_\_\_\_\_時頃に、場所は\_\_\_\_\_で、物資班が配布しますので、秩序をもって物資班の指示に従い受け取ってください。
- 5 配布する物資などの内容、数量は、そのつど構内放送などで避難者へ伝達します。
- 6 各自必要な物資などは、避難所運営委員会本部の物資班窓口に申し込んでください。在庫がある物はその場でお渡しします。在庫がない物は町現地災害対策本部へ要請します。

## Ⅷ 学区自主防災倉庫 標準資機材一覧

|    | 整備資機材      | 数量 |    | 整備資機材         | 数量  |
|----|------------|----|----|---------------|-----|
| 1  | スコップ       | 10 | 18 | 大ハンマー         | 5   |
| 2  | バール        | 5  | 19 | 毛布            | 100 |
| 3  | のこぎり       | 5  | 20 | 組立式 簡易トイレ     | 26  |
| 4  | 万能オノ       | 9  | 21 | ラジオ付きライト      | 10  |
| 5  | かけや        | 3  | 22 | 絶縁ボルトクリッパー    | 2   |
| 6  | チェンソー      | 1  | 23 | チェンブロッカー式     | 1   |
| 7  | 油圧ジャッキ（小）  | 1  | 24 | 折りたたみ式リアカー    | 1   |
| 8  | 油圧ジャッキ（大）  | 1  | 25 | メガホン          | 3   |
| 9  | ウインチ       | 1  | 26 | かまど器具一式（5 升）  | 1   |
| 10 | アルミ担架      | 5  | 27 | かまど器具一式（7 升）  | 1   |
| 11 | 組立て水槽      | 1  | 28 | 組立てトイレ        | 1   |
| 12 | 発電機・投光器等一式 | 1  | 29 | 防災用トイレ（ドントコイ） | 2   |
| 13 | 救助ロープ      | 1  | 30 | アルミはしご        | 1   |
| 14 | ヘルメット      | 20 | 31 | 可搬式ポンプ台車付き    | 1   |
| 15 | 防水シート      | 9  | 32 | テント（6人用）      | 1   |
| 16 | 工具セット      | 1  | 33 | 緊急用臨時給水栓      | 1   |
| 17 | とび口        | 5  | 34 | 簡易間仕切り        | 10  |